

## 6 観光振興施策の基本方針～「函館市観光基本計画」

「函館市観光基本計画」に基づき、各種施策を展開する。また、広く関係機関、学識経験者等の意見を反映させるため、函館市観光アドバイザー会議を設置する。

【函館市観光基本計画（2024-2028）】：令和6年（2024年）3月策定

### 1 計画期間

令和6年度から令和10年度（2028年度）までの5年間

### 2 5年後の函館観光が目指すあるべき姿

観光誘客による観光消費額の増加により、観光業の売上を増加させ、観光業を活性化させる。これにより、観光産業の振興が図られ、関連のある事業者へも直接的な効果があり、また、観光消費による経済波及効果や地域経済循環により、他産業にも売上の増加をもたらすほか、市民生活にも経済的な効果が波及している。

### 3 基本理念

観光の価値を高め、函館を照らす ～もう一回、もう一泊、もう〇〇～

### 4 基本方針

5年後の函館観光が目指すあるべき姿を実現させるために4つの基本方針を設定し、施策を展開します。

#### (1) 質の高い観光により観光消費額を向上させる

○ 函館観光の質を高め、函館観光の満足度を高める取組みを進めます。

#### (2) 観光の繁閑差を是正する

○ 現状は観光入込客数の少ない秋・冬季の誘客を通じて、1年を通じた観光需要の安定を図ります。

#### (3) 函館観光を盛り上げる人を増やす

○ ボランティアやおもてなし、情報発信など、函館市民が函館観光に関わり、一緒に盛り上げていただけるような地域づくりを進めます。

#### (4) 観光を通じて函館が潤う地域づくりを進め、観光への市民理解を促進する

○ 観光客による消費が、市内の幅広い産業にもたらす好影響を周知し、また、その好影響の効果をより高め、観光への市民理解を促進します。

### 5 目標値の設定

基本方針で掲げた取組みの達成指標の目標値を下記のとおり設定します。

(1) 平均宿泊数の増加 基準値 1.23泊 ⇒ 目標値 1.48泊

(2) 平準化指数の改善 基準値 0.58 ⇒ 目標値 0.68

(3-1) 函館観光に関わる取組みに「参加する」市民の増加

(3-2) 家族や友人、知人に函館観光を「ぜひ勧めたい」と考える観光客の増加

(4) 市民の観光への理解度の向上

《函館市観光アドバイザー会議設置要綱》

(設置)

第1条 函館市観光基本計画（以下「計画」という。）の推進にあたり，広く関係機関，学識経験者等の意見を反映させるため，函館市観光アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は，広く観光に関連する分野に属する各種団体から推薦された者および市が指定する者，計11人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議に座長を置く。

2 会議は，座長が招集する。

3 座長は，会議の進行と調整を行う。

4 市長は，必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第5条 市長は，施策展開等の検討に関し，必要があると認めるときは，委員以外の関係者の出席を求め，その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は，観光部観光企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成17年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年2月25日から施行する。